

国庫補助金（医療提供体制推進事業費補助金）の活用
補助率：1 / 3（国）

（４）類似事業の有無

救命救急センター設備整備費補助金

- ・上記事業は小児集中治療室とは別に設置を要請した救命救急センターの設備整備の補助を目的とした事業であり、小児救急に特化した本事業とは異なる。

3 事業費の積算内訳

事業内容	金額	事業内容の詳細
補助金	2,367	小児集中治療室の設備整備に対する補助金
合計	2,367	

決定額の考え方

4 参考事項

（１）各種計画での位置づけ

- ・岐阜県保健医療計画（第7期）

第3部－第2章－第10節小児医療対策－7今後の施策

『診療科領域を問わず、24時間体制で全ての小児重篤患者に専門的な医療を提供するため、小児集中治療室を有する医療機関に対し支援するとともに、各圏域でのPICUの整備を検討します。』

（２）国・他県の状況

- ・ほぼ全ての都道府県で実施されている。

（３）後年度の財政負担

- ・小児救急医療体制の安定的な運営の為、引き続き、支援していく必要がある。

（４）事業主体及びその妥当性

- ・小児の二次救急医療体制の整備は、市町村域を超えて、より広域的に取り組むべきものであること、また、保健医療計画上も小児集中治療室の設備整備への支援を明記していることから、県が補助を行うことは妥当である。

事業評価調書（県単独補助金除く）

新規要求事業

継続要求事業

1 事業の目標と成果

（事業目標）

・何をいつまでにどのような状態にしたいのか

小児に特化した三次救急医療体制確保のため、小児集中治療室の整備を実施する病院に対して補助を行うことにより、小児の重篤患者の適切な医療を確保する

（目標の達成度を示す指標と実績）

指標名	事業開始前	指標の推移		現在値 (前々年度末時点)	目標	達成率
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%
	(H)	(H)	(H)	(H)	(H)	%

○指標を設定することができない場合の理由

当事業は、小児三次救急医療に関する事業で、事業実施者が必要とする施設整備への国庫補助事業である。指標設定はそぐわない。

（前年度の取組）

・事業の活動内容（会議の開催、研修の参加人数等）

（前年度の成果）

・前年度の取組により得られた事業の成果、今後見込まれる成果

2 事業の評価と課題

(事業の評価)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業の必要性（社会経済情勢等に沿った事業か、県の関与は妥当か） ○：必要性が高い △：必要性が低い 	
(評価) ○	小児の三次救急医療体制の構築及び確保のために、必要な事業である。
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の有効性（指標等の状況から見て事業の成果はあがっているか） ○：概ね期待どおりまたはそれ以上の成果が得られている △：まだ期待どおりの成果が得られていない 	
(評価)	
<ul style="list-style-type: none"> ・事業の効率性（事業の実施方法の効率化は図られているか） ○：効率化は図られている △：向上の余地がある 	
(評価)	

(今後の課題)

<ul style="list-style-type: none"> ・事業が直面する課題や改善が必要な事項 今後も引き続き、関係病院のニーズを把握し、小児の三次救急医療体制の充実を図ることが必要である。

(次年度の方向性)

<ul style="list-style-type: none"> ・継続すべき事業か。県民ニーズ、事業の評価、今後の課題を踏まえて、今後どのように取り組むのか 小児集中治療室を設置する病院の要望に合わせ、設備整備に対する補助を行い、小児の三次救急医療体制を維持する。
--

(他事業と組み合わせて実施する場合の事業効果)

組み合わせ予定のイベント又は事業名及び所管課	
組み合わせる理由や期待する効果 など	【〇〇課】